

林業・木材産業分野における多様な人材の確保・育成

政策提言先 農林水産省、林野庁

政策提言の要旨

林業・木材産業分野における若者や外国人材などの多様な人材の確保・育成につきまして、技能検定制度の早期創設に向けた支援や育成就労制度の創設に向けご尽力いただいておりますが、引き続き、技能検定制度の活用による若者にとって魅力ある職場づくりに向けた取組への積極的な支援をお願いします。

また、育成就労制度及び特定技能制度を活用し、外国人材の受入れを円滑に進められるよう事業者の取組への支援を提言します。

【政策提言の具体的内容】

○ 技能検定制度の活用による技能士の配置に向けた取組への支援

魅力ある職場づくりにより若者の就業の促進と定着が進むよう、技能検定制度の活用による技能士の配置に向けた取組を支援すること。

○ 育成就労制度及び特定技能制度の活用による外国人材の受入れに向けた取組への支援

外国人材を確保・育成できるよう、育成就労制度及び特定技能制度を活用した事業者における外国人材の適正な受入れや計画的な育成など労働環境の改善に向けた取組を支援すること。

【政策提言の理由】

- 他産業に比べ労働災害が多く、従事者の所得が低位な林業分野において、技術力が客観的に評価された技能士の適正な配置により、若者や外国人材への技術指導の能力向上や技術力の評価に見合った林業従事者の待遇改善など魅力ある職場づくりの取組を拡大させるため、事業執行などにおいて技能士を配置する事業者が評価される仕組みが必要です。
- 我が国の充実した森林資源を活用するためには、素材等の生産拡大や伐採後の再造林の推進が必要であり、外国人材の受入れを進め、多様な人材を確保・育成することが有効と考えます。
- 育成就労制度及び特定技能制度を活用した外国人材の適正な受入れや計画的な育成に向けては、事業者の取組の指針となる受入れガイドライン等の早期策定と周知の実施、林業機械の操作など資格取得への支援が必要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課

林業・木材産業分野における多様な人材の確保・育成

高知県

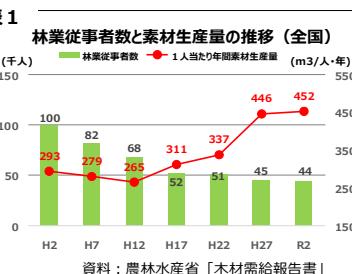
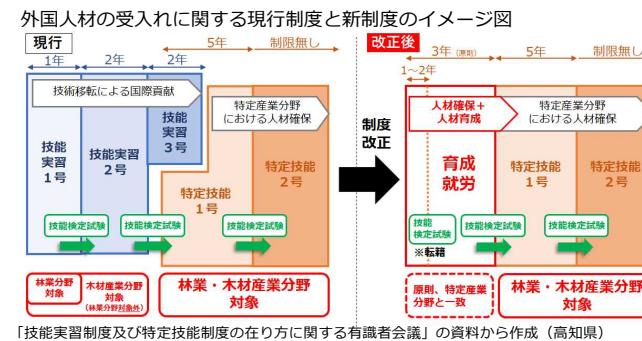
現 状

【林業・木材産業分野】

- 我が国では森林資源が年々充実し、その活用が地域の経済活動に寄与。
⇒森林・林業基本計画において国産材供給量（2030年：4,200万m³）の目標を設定
※R.3 国産材供給量：3,372万m³
- 林業・木材産業分野では、効率的な作業システムの導入等により生産性が向上するものの、担い手が不足。（表1、表2）
- 一方で、令和6年度に、**林業従事者の技能等を客観的に評価する技能検定制度の本格実施が予定されている**。また、特定技能への移行に向けた外国人材の育成を目的とする**育成就労制度の創設が進められている**。

【森林・林業基本計画（R3.6月）】

- 従事者所得の改善に向け、林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進。
- また、林業従事者の技能等を客観的に評価して適切に処遇できるよう、**技能評価試験の本格的な実施など能力評価の導入**を促進する。このことにより、他産業並みの所得水準の確保を目指す。



【技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について（案）（R6.2.9閣議決定）】

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする**育成就労制度を創設**。
- 育成就労制度の受入れ対象分野を**特定技能制度**における「**特定産業分野**」に限る。
- 育成就労制度及び特定技能制度の受入れガイドラインや育成・キャリア形成プログラムを策定。
- 育成就労制度から特定技能 1号への移行時には、技能検定試験 3級等の試験の合格が要件。

課 題

【多様な担い手の確保・育成】

- ① 他産業に比べ労働災害が多く、従事者の所得が低位な林業分野において、**技術力が客観的に評価された技能士の適正な配置**により、若者や**外国人材への技術指導の能力向上**や**林業従事者の技術力の評価**に見合った処遇の改善など、事業者の魅力ある職場づくりの取組の拡大。
- ② 我が国が充実した森林資源を持続的に活用するためには素材等の生産拡大や伐採後の再造林の推進が必要であり、**外国人材の受入れを進めて多様な人材の確保・育成に向けた取組の強化**が必要。
- ③ 育成就労制度及び特定技能制度を活用し、適切な外国人材の受入れや計画的な育成が進むよう、**事業者の受入体制の整備**が必要。

【政策提言】

- 1 技能検定制度の活用による技能士の配置に向けた取組を支援すること。
(支援の例) 国庫補助事業の実施などにおいて技能士を配置する事業者が評価される仕組みづくり 等
- 2 育成就労制度及び特定技能制度を活用し、外国人材の受入れ及び育成を円滑に進められよう事業者の取組を支援すること。
(支援の例) 受入れガイドライン等の早期策定と周知の実施、林業機械の操作など資格取得への支援 等

